

## 第6章 市民との協働・交流による開かれたまちづくり

第1節 人 権 .....	110
第2節 住民サービス	
・住民基本台帳カードの普及・奨励 …	112
第3節 男女共同参画 .....	113
第4節 国際交流 .....	116
第5節 広報・広聴 .....	119
第6節 行財政計画 .....	121
第7節 広域行政 .....	124

## 第1節 人 権

### 〔現状と課題〕

世界の人権問題の取組みとしては、昭和23年の国際連合第3回総会で「世界人権宣言」が採択されたのを契機として、「国際婦人年」「国際障害者年」「国際平和年」「人権のための国連10年」などの取組みが生まれた。また、わが国においては日本国憲法第11条に、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と示されており、差別の撤廃と人権意識の高揚に努めてきた。

しかし、憲法施行や世界人権宣言から60年余りを経過した今日でも、実社会においては、いまだに同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、犯罪被害者など、多くの人々に対する人権問題や、新たにインターネットなどによる人権侵害などの問題も発生し、大きな社会問題となっている。

特に、同和問題については、「基本的人権に係わる深刻かつ重大な社会問題であり、その早急な解決は国及び地方自治体の責務であるとともに、国民的課題である。」と明示された昭和40年の「同和対策審議会答申」及び、昭和44年の「同和対策事業特別措置法」の施行後、種々の施策を展開してきた今日、生活環境改善などのハード面については一定の成果をあげたが、啓発や教育、就職などのソフト面では未だ多くの課題が残されている。

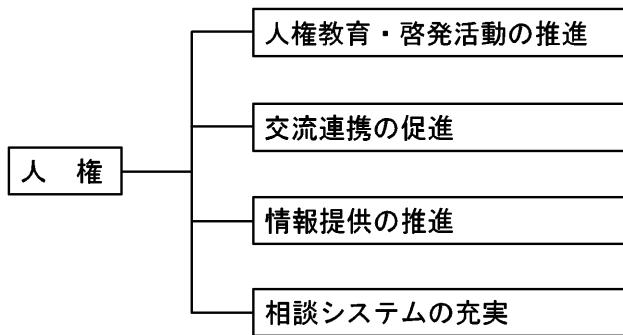
今後は、平成10年10月に施行した「中間市人権擁護条例」<sup>◎</sup>や平成12年12月施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、平成14年3月閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、平成16年4月に設置した中間市人権のまちづくりセンターを中心に入権問題の解決に取り組む必要がある。

### 〔施策の基本方向〕

基本的人権の尊重は人類普遍の原理であり、わが国の憲法にうたわれた「生まれながらにして平等な社会」の実現に向けて市民一人ひとりが差別を許さず、基本的人権を尊重する地域社会の形成に向けて、人権教育、啓発活動の推進、交流連携の促進、情報提供の推進、相談システムの充実などにより、基本的人権が侵害されないよう総合的な対策を図っていく。

とりわけ、「中間市人権擁護条例」の趣旨をふまえ、「中間市人権教育及び人権啓発基本計画」の策定に向けた取組みや、あらゆる機会を捉え、人権教育・人権啓発を推進する。

## [施策の体系]



## [計 画]

### 1. 人権教育・啓発活動の推進

基本的人権の確立が市民共通の重要な課題であるとの認識を基本として、人権問題をすべての市民のものとし、差別のない地域社会の実現をめざし、市の広報をはじめ、同和問題強調月間、街頭啓発、講演などを通じて人権意識の高揚のための啓発活動を行ってきた。今後は、「中間市人権擁護条例」の趣旨をふまえ、「中間市人権教育及び人権啓発基本計画」の策定に向けた取組みや、あらゆる機会を捉えた人権教育・人権啓発を推進する。

### 2. 交流連携の促進

人権意識の高揚を図るため、関係行政機関、団体などと連携を密にし、学習活動や市民講座・講演会などの開催、さらに広報活動を推進するとともに、人権のまちづくりセンターの積極的な活用と同時に各種団体や企業、公民館などでの学習活動の育成、助成を行う。

また、各種団体の理解と協力を求めていく。

### 3. 情報提供の推進

人権意識の高揚を図るため、人権のまちづくりセンターで図書、ビデオ、啓発資料などの収集を行うとともに閲覧や貸出を行う。また、人権講師の紹介なども行い情報提供の推進を図る。

### 4. 相談システムの充実

人権のまちづくりセンターで定期的な人権相談を行ってきたが、相談が気軽にできるように、今後も広報活動などの充実に努める。

また、人権意識の高揚を図り、人権問題の解決に向けて、関係機関との連携のもとに、人権相談システムの充実に努める。

## 第2節 住民サービス

### 住民基本台帳カードの普及・奨励

#### 〔現状と課題〕

国の電子自治体の構築及びIT化の推進という施策に基づき、平成12年度から住民基本台帳ネットワークシステムの構築が始まり、平成15年8月から本格稼動された。

このシステムによる住民サービスの主なものは、住民基本台帳カードを作成することにより、①住民票の写しを全国どこの市町村からでも取得が可能になる（住民基本台帳事務の効率化）。②住民基本台帳カードの所有者に対し転入・転出時の特例処理（付記転入届・付記転出届）ができる。

また、③この住民基本台帳カード（写真つき）を用いれば、確実に本人確認ができるため、本人確認のための身分証明に使える。さらには、④このカードを用いて公的個人の認証登録を行えば、国税の電子申告や社会保険庁の関係手続きができる。今後は、その他の各種行政手続きに公的個人認証サービスが予定されている。

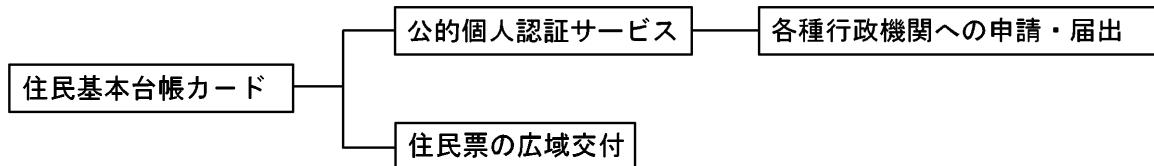
ちなみに、当市における平成17年3月31日現在の住民基本台帳カードの発行件数は、人口48,094人に対し169人、普及率は0.35%で、極めて低い結果となっている。

今後も、住民への周知・広報を充実・強化し、普及率の向上に努めていく。

#### 〔施策の基本方向〕

全国的に展開される電子自治体の基盤づくりのため、住民基本台帳カードの普及率を高めるとともに、公的個人認証サービスを受けることのできる受益権者を増やし、各種行政手続きの簡素化による住民の利便性の向上を図る。

#### 〔施策の体系〕



#### 〔計画〕

##### 1. 公的個人認証サービス

カードの発行により公的個人認証サービスを受けることで、家庭や職場等、どこでもパソコンで行政機関への届出を行うことができるため、市民へ周知し市民生活を充実させる。

##### 2. 住民票の広域交付

カードの利用により全国どこの市町村でも住民票の交付を受けられるため、利便性を市民に周知していく。また、自動交付機の市内各施設への設置により、住民票、印鑑証明等の発行や、公共施設の予約が自動交付機で可能になるため、カードの普及と利用域の拡大を図る。

### 第3節 男女共同参画

#### 〔現状と課題〕

わが国は、昭和50年に総理府（元・総務庁）に「婦人問題企画推進本部」を設置して、昭和52年には「国内行動計画」を策定し、男女共同参画社会の確立にむけた体制を整備。昭和60年には、「男女雇用機会均等法」や「国籍法」など法整備を進め、「女子差別撤廃条約」を批准し、続いて昭和62年には「西暦2000年にむけての新国内行動計画」を策定した。

平成6年に、「男女共同参画推進本部」及び「男女共同参画審議会」を設置し、平成8年には新たな「男女共同参画2000年プラン」を策定している。

これまでの法整備では、昭和61年に施行された「男女雇用機会均等法」を平成9年に改正し、昭和63年の「改正労働基準法」の施行、また平成4年に施行された「育児休業法」を平成7年に介護休業制度の法制化を含めて改正したことをうけて、平成11年には、「男女共同参画社会基本法」を公布、施行し、平成12年には総合的かつ計画的な基本法の推進を図るため「男女共同参画基本計画」を策定した。

また、平成12年には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の公布、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を平成14年に全面施行するなど、育児・介護を支援するとともに、セクシュアルハラスメントについても防止を図り、ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーに対する暴力）から女性を保護する法律も整備され、女性を取り巻く環境を大きく変えた。

福岡県にあっては、昭和57年に、「婦人問題解決のための福岡県行動計画（第1次）」を策定し、同計画を第3次へと引き継ぎ、平成13年には、「福岡県男女共同参画推進条例」を公布、施行し、「福岡県男女共同参画計画」を策定して福岡県独自の取組みを行っている。

本市においては、平成6年に女性政策を担当部署とする「企画調整係」を設置し、平成7年には「中間市女性行政推進協議会（現・中間市男女共同参画推進委員会）」を発足させ、各種審議会・委員会における女性の登用率調査を開始し、市における登用率目標30%達成に向けた取組みを開始した。

そして平成15年には、学識経験者・有識者及び、市内各団体や市民代表で構成する「中間市男女共同参画プラン策定委員会」を設置し、「中間市男女共同参画プラン」を策定している。

平成9年には、女性団体・グループ、個人に呼びかけ、お互いの活動をとおして女性の地位向上を図るため「女性ネットなかま」を10団体・個人の750人で発会させた。「女性ネットなかま」では、学習や研修に積極的に参加するとともに、独自の講演会の開催はもとより、福岡県男女共同参画センター「あすばる」との共催事業も手がけるなど、市内における女性を取り巻く環境の改善に向けて行動している。

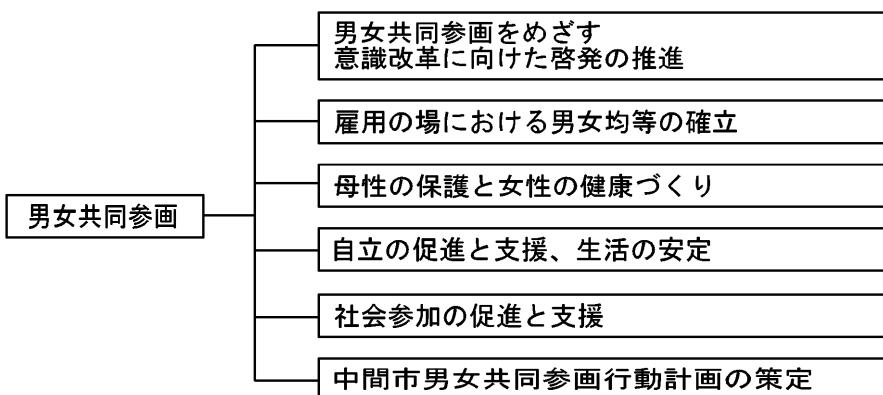
今後は、女性の就業拡大や社会進出に伴う子育て支援をはじめ、男女雇用機会均等の推進、セクシュアルハラスメント防止、さらに、ドメスティック・バイオレンスからの女性の保護にむけた取組みを、国や県、関係団体と連携のもとに推進するとともに、「中間市男女共同参画プラン」に基づく「行動計画」を策定し、本市における真の男女共同参画社会の確立を目指さなければならない。

## 〔施策の基本方向〕

市民の意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という性別による役割分担については「同感する」という回答が微減している。女性の社会進出に対し、進出するほうがよいということに「同感する」考えは微増しているものの、女性の就業についての考え方は、前回（10年前）とほぼ同率で大きな変化は見られない。このことは女性を取り巻く社会経済情勢が好転しないことと併せて、男女ともに意識の変化が進展していない保守的な考え方方が依然として多いことを表している。

女性の就業拡大や社会進出にむけては、市民の意識改革が重要な課題である。そのためには「中間市男女共同参画プラン」に基づく「行動計画」を策定し、民官の各セクションにおける実効ある行動を開発、促進する一方で、国や県、「女性ネットなかま」をはじめとした関係団体と連携した研修や講演会を開催し、学習の場をとおして意識改革を推進するとともに、地域や学校、事業所においても、あらゆる広報媒体による啓発を拡充し、本市における真の男女共同参画社会の確立を目指す施策を展開していく。

## 〔施策の体系〕



## 〔計 画〕

### 1. 男女共同参画をめざす意識改革に向けた啓発の推進

家庭や地域では、男女の役割分担、女性の社会進出への理解度に変化はなく、依然として厳しい環境である。実効ある取組みとして、国や県、「女性ネットなかま」をはじめとした関係団体と連携した研修や講演会を開催し、学習の場をとおして意識改革を推進するとともに、地域や学校、事業所においても、あらゆる広報媒体による啓発を拡充していく。また、幼児期・学齢期における男女共同教育を推進するとともに、教育指導者、地域リーダー等に対する研修会を充実させる。

### 2. 雇用の場における男女均等の確立

本市においては、比較的小規模、個人経営の企業や商店が多く、就業継続や労働環境には厳しいものがあるが、雇用の場における男女均等の確立に向けて、労働基準法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の趣旨の周知を図るとともに、労働に関する相談の充実、就業などに関する情報の提供を図り、女性が能力を発揮しながら安心して働きつづけることができるよう、事業所等に働きかける。

### **3. 母性の保護と女性の健康づくり**

合計特殊出生率の低下は、次代の担い手や生産人口の減少につながり、社会的にも大きな問題である。少子化の解消に向けては子育て支援も重要であるが、母性保護について男女が正しい認識を深めるとともに、出産からその後の健康支援、また女性のライフステージに応じた健康教育などを推進し、健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及を図る。また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアルハラスメントなど、あらゆる暴力の根絶のための研修会を開催するとともに、家庭児童相談係など各種相談機関の周知を行い、被害者救済のための支援体制を強化する。

### **4. 自立の促進と支援、生活の安定**

女性の就業や社会進出を円滑に進めるためには、女性に偏りがちな育児・介護の負担軽減が求められる。男女がともに責任を担い仕事と家庭が両立できる環境を確立するため、一層の育児・保育施設及びその内容の充実に努めるとともに、介護保険制度や育児・介護休業制度の周知を図り、またひとり親などの自立と生活の安定に向けた諸施策を推進する。

### **5. 社会参加の促進と支援**

女性の意見が政策、方針決定の場で反映される環境を整備し、女性の実質的な社会進出・参加を確立しなければならない。そのためには、地域活動やボランティア活動など、地域社会での理解を深めるとともに、あらゆる分野への参画の機会提供が必要である。市内だけではなく、国内外での活動にも参加が促進される環境の整備に向けては、海外研修事業などを支援していく。

また、市内の女性団体・グループ、個人で構成する「女性ネットなかま」についても学習や研修に積極的に参加できる環境を補完し、市内における女性を取り巻く環境の改善に向けての活動を支援していく。

### **6. 中間市男女共同参画行動計画の策定**

平成15年、学識経験者・有識者および、市内各団体や市民代表で構成する「中間市男女共同参画プラン策定委員会」を設置し、『中間市男女共同参画プラン』を策定している。この中間市男女共同参画プランに基づき「行動計画」を策定する。

## 第4節 国際交流

### 〔現状と課題〕

本市での国際協力としては青年海外協力隊、シニア海外ボランティアといった発展・開発途上国での活動や、福岡県女性研修の翼や東南アジア青年の船といった交流への参加、またホームステイ受け入れといった様々な市民の自主的な交流が行われてきた。

ところが、平成13年の福岡県女性研修の翼への参加が本市から2名選考されたが、同年9月11日、ニューヨークで起こった同時多発テロの影響で事業が中止されている。この事件以降、国際情勢はテロの脅威にさらされるとともに、地震や風水害といった自然災害による被害の影響もあって、比較的に安全度の高かった諸国でもこれまでのような活動の範囲は狭められてきている。

しかし、国際協力の重要性から、青年海外協力隊やシニア海外ボランティアの募集は行われており、参加者への支援は欠かせない。

一方、平成3年度から市内の中学校における英語力の強化と国際理解を促進するため、外国語指導助手（ALT）を招致し、語学教育の充実を図ってきた。また、平成12年度からは、小学校専任の外国語指導助手（ALT）も招致し、小学校における英語活動の充実を図ってきた。

さらに、平成6年度からは市内の中学生を対象にした「フレンドリーなま国際交流事業」を行っており、これまで、カナダ、オーストラリアの語学学校での英語研修やホームステイによる国際交流体験学習で国際感覚を身につける人材育成を図ってきた。

今後も、国際交流に参加する市民の支援体制の充実を図ることが必要である。

表：国際交流・協力の実績

区分	年 度	人 数	派遣・研修先	備 考
青年海外協力隊	平成9年度	2名	エクアドル、タンザニア	
	平成10年度	1名	サモア	
	平成11年度	1名	パラグアイ	
	平成12年度	1名	カンボジア	
福岡県女性研修の翼	平成8年度	1名	オーストラリア	
	平成10年度	1名	アメリカ	
	平成13年度	2名	ヨーロッパ	中 止
ホームステイ	平成11年度	1名		
	平成16年度	1名		
シニア海外ボランティア	平成14年度	1名	インドネシア	
東南アジア青年の船	平成14年度	1名	東南アジア諸国	

フレンドリーなかま国際交流事業の実績(市内中学生)

年 度	生徒数(参加合計)	研 修 先	備 考
平成6～8年度	35人(引率教師・ 6人)	カナダ	11日間
平成9～17年度	132人(引率教師・18人)	オーストラリア	11日間

### 〔施策の基本方向〕

これまでの国際交流・協力の実績を踏まえ、市民が積極的に国際交流や国際協力が図られるよう支援を継続するとともに、市民が主体となった国際交流や連帯活動の展開を図っていく。

### 〔施策の体系〕



## [計 画]

### 1. 国際交流市民団体の育成

市民主導による国際交流が活発となるよう、市民団体の育成を図る。

### 2. 国際交流活動の支援

青年海外協力隊、シニア海外ボランティアといった国際協力事業をはじめ、福岡県女性研修の翼など  
の研修事業や、<sup>就</sup>ホームステイ、ホームビジットといった外国からの受け入れ事業にかかるボランティア  
などの市民の活動を支援していく。

### 3. 国際交流基盤の整備

市民主導による多国籍間の国際交流の環境整備にむけて拠点施設の整備をめざす。

### 4. 国際化に向けた地域環境づくり

外国人滞在者が滞在しやすい環境整備に向けて、外国語表記案内の設置、各種情報が提供できる案内  
書の作成を行う。

## 第5節 広報・広聴

### 広報・広聴機能の充実

#### 〔現状と課題〕

近年の市民の行動範囲の広域化や趣向の多様化などに対応し、近隣市町との連携を図りながら、広域的、多角的な視点で、市民にとって新鮮で有益な情報や話題を提供するとともに、市民と行政をつなぐパイプ役として、「広報なかま」と「中間市ホームページ」で、一定程度の情報提供は行ってきた。

また、市長への手紙を市役所案内窓口や市関係施設4箇所の窓口に設置し、市民からの意見などを聴取したが、市民参加型という観点からは、まだまだ進んでいない。

市民参加型市政の進展のために市長への手紙や電子メール（ホームページ）を充実する必要がある。

#### 〔施策の基本方向〕

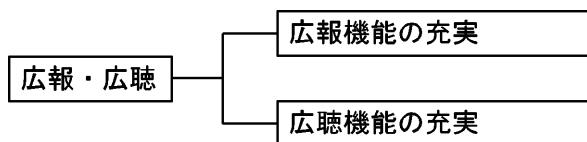
近年の市民の行動範囲の広域化や趣向の多様化が一層進展し、パソコンコンピュータとインターネットの大幅な普及により、「いつでも」「どこでも」「だれでも」情報入手が容易になってきている。

しかし、市民の市の情報入手手段は「広報なかま」によるところが多く、インターネットの利用率が50%に達していない中では「中間市ホームページ」の閲覧は低い状況である。

市民参加型市政の進展のためには情報管理部門との連携を図りながらIT化を推進し、市長への手紙について電子メール（ホームページ）を活用した双方向の意見交換が展開できる施策を検討するとともに、「中間市ホームページ」の内容の充実と一層の周知啓発を図る。<sup>\*</sup>

また、近隣市町とも連携を図りながら、広域的、多角的な視点で、市民にとって新鮮で有益な情報や話題の提供を充実する。

#### 〔施策の体系〕



## [計 画]

### 1. 広報機能の充実

市民が市の行事やお知らせといった情報を入手する手段は、「広報なかま」によるところが多い。このため、行事やお知らせの内容の充実や掲載量を検討するとともに、イラストの挿入をはじめ、お知らせ、市民の投稿による歌や情報などを拡充するなど市民参加型紙面づくりに向けて、一層の充実を図る。

あわせて、近隣市町との連携による広域的、多角的な視点にたち、市民にとって新鮮で有益な情報や話題の提供を継続するとともに、少子高齢化社会に対応した多世代が楽しめる内容の充実も図る。

また、「中間市ホームページ」については、今日のパソコンとインターネットの大幅な普及によるIT社会においては、迅速かつ、柔軟な情報提供を展開できるよう内容の充実と一層の周知啓発を図る。

### 2. 広聴機能の充実

市長への手紙で市政への提案については、親書での受付を継続しながら、さらにホームページ掲示板において市政への提案や意見交換を行えるように、電子メールでの受付も普及・拡大を図らなければならない。そのためには情報管理部門との連携によるIT化を推進し、電子メール（ホームページ）を活用した双方向の意見交換が展開できる施策を検討し、市民参加型市政の確立に向けて取り組む。

## 第6節 行財政計画

### 〔現状と課題〕

行財政計画の取組みは、昭和61年5月に「第1次行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや機構の簡素化、定員や給与の適正化など、行財政全般にわたり改革を進めてきた。さらに、平成8年9月には「第2次行政改革大綱」を策定し、来るべき高齢化社会の到来、情報化・国際化の進展、女性の社会進出など、バブル崩壊後の社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズは多様化し行政需要は拡大の傾向にあるなかで、分権時代に対応した行財政の取組みを進め、一定の成果を挙げてきた。

しかしながら、本市をとりまく行財政の環境は、依然として厳しい状況が続き、さらに平成14年に発表された国の三位一体改革に対応すべき緊急な取組みの必要性に迫られ、平成15年4月からの3ヶ年間「緊急財政健全化計画」を策定し、その取組みを始めた。その後、持続可能な財政基盤の確立と協働のまちづくりを推進するため、平成17年11月に「第3次行政改革大綱」を、また同大綱の実施計画である「行財政集中改革プラン」を平成18年3月に策定し、平成17年度から平成21年度までの5年間を推進期間として、行政改革に取り組んでいく。

#### ・国の三位一体改革

国の膨大な赤字を減らすためと、平成11年に始まった地方分権社会に対応させるための国の三位一体改革は、①税財源の移譲②地方交付税の見直し③国庫補助金等の削減目標に、平成15年度から本格的な見直しが始まり、地方交付税や国の補助金などの削減が先行され全国の地方公共団体は、緊急に財源の見直しに迫られた。

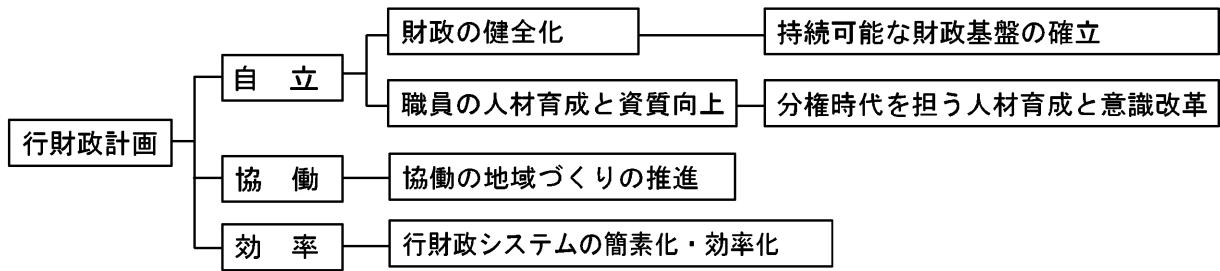
本市においても、税財源など自己財源に乏しく、地方交付税や国庫補助金など依存財源に偏った財政構造は、従来型の財政運営の効率化や歳出削減などの手法では財政収支の均衡を図ることは困難であると考えられ、この厳しい財政環境に対応するために、新たに「第3次行政改革大綱」を策定した。この大綱に基づき徹底した事務事業の見直しや、職員の定員管理の見直しによる人件費の削減、さらには市民とともに地域協働のまちづくりを推進し、行財政改革を断行することにより、持続可能な行財政運営への転換を図り、本市の中・長期の展望を切り開いていかなければならない。

### 〔施策の基本方向〕

行財政改革の取組みは、地方分権や情報通信技術の進展、厳しい財政状況など、地方自治体の行財政運営をめぐる新たな環境に対応するために、自己決定と自己責任の原則に基づいた自立的な行財政システムを確立し、限られた財源と資産を最大限に活用するなかで、市民との協働による活力ある地域づくりを推進するものとする。

さらに行財政改革の推進にあたっては、最小の経費で最大の効果をあげるという自治体経営の基本理念に立って、行政サービスの一層の向上を図りつつ、効率的かつ効果的な行財政運営を推進するため「自立」、「協働」、「効率」の三つのキーワードのもとに、持続可能な財政基盤の確立と市民やNPO、その他民間セクターと協働し、相互に連携して新たなまちづくりの形成をめざす。

## [施策の体系]



## [計画]

### 1. 自立

#### (1) 財政の健全化 —— 持続可能な財政基盤の確立

依存財源率の高い本市の財政構造において、自主財源の確保を図るとともに、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図りながら、歳出削減と財政構造の改善に取り組む。

また、職員にコスト意識を徹底することにより、無駄な歳出を抑え健全な財政運営を図る。

- ①財源不足に対しては、<sup>※</sup>財政調整基金等の基金取崩しを極力回避し、歳出全般の徹底した削減を行う。
- ②徴収体制を強化し、市税徴収率を平成21年度までに90%の達成を目指す。

(平成16年度82%)

- ③各種補助金の効果や必要性を十分に精査し、抜本的な整理合理化を図る。

- ④水道事業及び病院事業においては、更なる経営改善を推進し、公営企業本来の独立採算制による健全経営を目指す。

#### (2) 職員の人材育成と資質向上 —— 分権時代を担う人材育成と意識改革

行政改革を推進するためには、職員一人ひとりが問題意識と目標達成の意欲を持ち、その能力を十分に發揮することにより、限られた人員・財源を最大限に活かしていく必要がある。また職員の意識改革の推進によって、資質の向上、能力の開発に努め、新しい時代に相応した人材の育成・確保を図る。

- ①職員の勤務成績を公平かつ公正に評価する仕組みを構築する。
- ②職員の意識改革と能力の向上のため、効果的な人材育成システムを構築する。

### 2. 協働 —— 協働の地域づくりの推進

中間市においても、地方分権を真に実効性のあるものとするために、市自身の能力と体質を強化し、市政の主役である市民に対する積極的な情報提供を行うとともに市民の行政への参加、参画を促進し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進する。

- ①協働によるまちづくりに対応した行政の体制を整備し、市民の自立を支援する組織を構築する。
- ②地域コミュニティ活動やNPO・ボランティア活動等、自立的な市民活動の促進と支援を図る。
- ③<sup>※</sup>パブリックコメント制度の導入等、市民が市政に参加できる仕組みを構築する。

### 3. 効率 一行政システムの簡素化・効率化

地域経営の視点から、事務事業全般について見直しを行い、市民満足度の高い行政サービスの提供に努める。

- ①市民ニーズに対応した柔軟かつ機動的な組織と、分権型社会に適応するため、限られた経営資源を効率的に活用できる機動的組織を構築する。
- ②行政の責任領域に留意し、行政関与の必要性、行政効率、効果等を十分に吟味して、事務事業の整理合理化を図る。
- ③会計事務の効率化のため、収入役を廃止。
- ④縦割り行政を是正し、横断的組織運営を図るため組織の統廃合を行う。
- ⑤行政手続きのオンライン化の推進、<sup>\*</sup>共同アウトソーシングの推進などにより低廉なコストで高い水準の運用が実現できる電子自治体の推進を図る。
- ⑥客観的な基準に基づく事務事業の評価を行い、事務事業の見直しを行う。

#### ※ 行政改革

「最小の経費で最大の効果を挙げなければならない」という地方財政運営の基本理念のもとに、効率的行政組織による行政運営・行政制度を構築することにより、地方公共団体の自治力を高めるための取組みが行政改革である。

組織の簡素化・合理化や定員の削減を行い、行政の効率化と行政費用の抑制を図ることが行政改革の取組みである。

第3次行政改革では、組織が達成すべき目標を定め、その目標達成のために効率的に経営資源を投入し、最適な組織運営を行う「経営」の概念を取り入れている。

## 第7節 広域行政

### 〔現状と課題〕

本市及び北九州市・遠賀4町とで北九州都市圏広域行政推進協議会を構成し、「共創する都市圏づくりへの挑戦」をメインテーマにした平成13年度～平成22年度の「第4次北九州都市圏広域行政計画」をもとに圏域内、特に八幡西区黒崎地区を中心とした北九州市西方地区と本市及び遠賀4町の一体的な活性化を目指して各事業を進めてきた。

福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会は、北九州市を中心とした福岡県北東部地区の17自治体との交流を通じ、本市を含めた地域の活性化に取り組んできた。福岡県及び九州全体における課題としては、東九州自動車道の整備が大きな課題となっていることから、その整備に向けて協調体制を強めてきた。このことは、平成18年3月の北九州空港開港とともに、本地域ばかりではなく、九州東側の人の動きや物流、商業やリゾートをはじめとした観光交流にも大きく貢献する事業であると期待されている。

遠賀・中間地域広域行政事務組合には、各市町で個々に行っていた各種事業を共同で行うことによる効率化を追求したもので、現在、し尿・じん芥処理、老人福祉施設、火葬施設、休日急患センター及び、農業共済事務に関する事務を委託しているが、平成13年度、本市の西部地区に「中間・遠賀リサイクルプラザ」を開設し、本市及び遠賀4町のペットボトルをはじめ、ビン・カンなどの資源リサイクルに取り組んでいる。

今後は、中間市における未加入部門（消防行政）をはじめ、情報処理や福祉部門など、さらに広域化を検討しながら、行政運営の効率化とコストの削減を図らなければならない。

合併問題については、昭和40年3月に10年間の時限立法として「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）が施行され、昭和50年、昭和60年と、「昭和の大合併」に続き、さらに平成7年に大幅に改正された合併特例法による「平成の大合併」により、平成17年3月31日までに合併を決定した全国の市町村は1,410で、平成18年3月31日までに全国の市町村数は1,820となる見込みである。

福岡県内でも宗像市や久留米市をはじめとした地域で合併が推進されたが、本市においては、北九州市との合併問題が不調に終わったことから、当分の間単独での市政運営を図らなければならなくなつた。しかし地方分権や三位一体改革の進展状況からすると、自主財源に乏しい本市においては、今後の行財政運営は大変厳しいものがあり、今回の市民意識調査でも「効率的な運営をするためには、合併したほうがよい」と、64.3%の市民が回答している。

国においても、引き続き市町村の自主的な合併を推進していくため、新しい合併特例法を平成16年5月に制定し、平成17年4月から施行している。今後とも市民の意思を尊重しながら、合併問題の検討を図らなければならない。

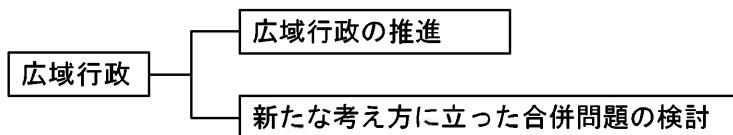
## 〔施策の基本方向〕

北九州都市圏広域行政推進協議会及び福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会を構成する自治体との協調を強め、圏域全体の活性化に向けた施策や事業の展開を推進する。

また、遠賀・中間地域広域行政事務組合の事務事業のうち、北九州市での処理が検討されているじん芥処理については円滑な事業移転が進むように遠賀4町との調整を図るとともに、「中間・遠賀リサイクルプラザ」の運営についても資源リサイクル品目や種別の拡大、また未加入部門（消防行政）や、さらに情報処理や福祉部門などの広域化に向けた諸施策を検討し、市民サービスの向上を図る。

合併問題は、市民の生活圏の広域化・多様化が進む中での広域行政は避けて通れず、住民の意思を反映しながら合理的で効率的な行政を実現するため検討を進める。

## 〔施策の体系〕



## 〔計画〕

### 1. 広域行政の推進

北九州都市圏広域行政推進協議会における事業展開は、「第4次北九州都市圏広域行政計画」の趣旨である八幡西区黒崎地区を中心とした北九州市西方地区の活性化を図ることとしている。そのことが本市及び遠賀4町の活性化につながる施策であるので、これを圏域内自治体と連携して推進する。

福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会では、平成18年3月に開港した北九州空港が本市市民の利便的な活用が図られるよう関係自治体と協調するとともに、東九州自動車道の早期完成に向けた取組みを推進する。

また、福岡地方裁判所小倉支部の「北九州地方裁判所」への昇格についても圏域内の大きな課題であることから、北九州地方裁判所昇格期成会に参画する自治体との協調を推進していく。

さらに、圏域内における広域情報ネットワークの構築による情報ネットワークをはじめ、各種証明の共同交付や既に広域利用が実施されている図書館をはじめ、各公共施設がIT技術を活用して利用が可能となるよう体制の整備を図っていく。

遠賀・中間地域広域行政事務組合の事務事業のうち、じん芥処理については平成19年度から北九州市での処理が検討されることから、遠賀4町との調整により、円滑に事業が移転できるように取り組むとともに、資源リサイクル品目の拡大・種別などを検討していく。

また、市民サービスの向上に向けた新たな事業については遠賀4町との協調を図り、積極的に取り組んでいく。

## 2. 新たな考え方立った合併問題の検討

平成7年度に大幅に改正された「市町村の合併の特例に関する法律」(合併特例法)は、平成17年3月31日をもって一応の制度の役目を終了し、今回の合併において全国に約3,200あった地方都市が、平成18年4月1日には1,820と、約43%の市町村が合併された。一定の成果は見たものの、特に人口1万人以下の町村が多くあり、行政事務の効率化を今後とも推進していくとの国の方針から、平成17年4月1日から新たに5年間の时限立法により、新しい「市町村の合併の特例に関する法律」(合併新法)が制定されており、新たな考え方立って合併問題を検討していく。